

# + 保険・年金

## 国民健康保険

住民課 保険年金係 ☎0287-92-1112

職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国民健康保険(国保)加入者(被保険者)となります。各手続きの際に必要なものについては、住民課保険年金係へお問い合わせください。

### 国保の届出

国保の加入は世帯ごとです。次のときは必ず14日以内に届出をしてください。

国保に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>● 町外から転入したとき</li><li>● 職場の健康保険などをやめたとき</li><li>● 子どもが生まれたとき</li><li>● 生活保護を受けなくなったとき</li></ul>
国保を脱退するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>● 他の市町村へ転出したとき</li><li>● 職場の健康保険などへ加入したとき</li><li>● 加入者が死亡したとき</li><li>● 生活保護を受けるとき</li></ul>

### 国保の給付

#### ◆療養の給付

医療機関などに「保険証」を提示して治療を受けたときは、医療費の1～3割を支払うだけで診療を受けられます。

- 未就学時…2割
- 小学生～69歳…3割
- 70歳～74歳…1割、2割、現役並みは3割

#### ◆あとで費用が支給されるとき

下記のような場合は、いったん医療費を全額医療機関に支払い、後日申請により保険で認められた部分は「療養費」として払い戻しを受けられます。

- ① 急病など、緊急その他やむを得ず保険証を提示せずに治療を受けたとき
- ② コルセットや治療用装具を作ったとき
- ③ 柔道整復師の施術を受けたとき
- ④ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の治療を受けたとき
- ⑤ 海外旅行中に医療機関で治療を受けたとき

#### ◆医療費が高額になったとき

##### ●高額療養費の支給

1か月に支払った医療費の負担額が自己負担限度額(所得によって異なる)を超えた場合、申請によりその差額が高額療養費として支給されます。

##### ●限度額適用認定証の申請

医療機関に限度額適用認定証を提示すると、一医療機関における医療費の支払いが限度額までになります。下記の方は申請により交付されます。

- 国保税に滞納がなく、所得申告している世帯
- 70歳～74歳の方は非課税世帯または現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの世帯

#### ◆入院のときの食事代

入院中の食事代のうち、標準負担額を負担していただき、残りは「入院時食事療養費」として国保が負担します。

#### ◆特定疾病に該当する方

下記の方は、事前に申請し、町が発行した「特定疾病受療証」を医療機関に提示すると、一医療機関における自己負担が1万円または2万円になります。

- ① 血友病の方
- ② 血液凝固因子製剤の投与によるHIV感染症の方
- ③ 人工透析が必要な慢性腎不全の方

#### ◆出産したとき

「出産育児一時金」の42万円を限度に(産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合や海外出産の場合は40万4千円)町が直接分娩医療機関に医療費を支払います。

#### ◆加入者が亡くなったとき

国保加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に「葬祭費」として5万円を支給します。

### 国保税について

国保税は、前年度の所得や加入されている人数をもとに、所得割・均等割・平等割を合計し、世帯主宛に納税通知書を発送します。



## 国保の助成

### ◆人間ドック等健診費助成

下記の方へ人間ドック(宿泊・日帰り)・脳ドックを受ける際の費用のうち2万5千円を助成します。

- ① 満35歳～74歳の方
- ② 国保税に滞納のない方
- ③ 町の集団検診を受けていない方

## 保健事業

### ◆特定健康診査

40歳～74歳の方を対象とし、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病の発症・重症化予防を目的とした健康診査です。町の集団検診が該当します。

### ◆特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、対象となった方は、保健師や管理栄養士が運動や食事指導などを行い、健康づくりのサポートをしていきます。

## 後期高齢者医療制度

住民課 保険年金係 ☎0287-92-1112

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳～74歳の方(申請して広域連合の認定を受けることが必要です)が加入する高齢者の医療制度です。

各手続きの際に必要なものについては、住民課保険年金係へお問い合わせください。

## 医療の給付

### ◆療養の給付

医療機関などに「保険証」を提示して治療を受けたときは、医療費の1割または3割(現役並み)を支払うだけで診療を受けられます。

### ◆医療費が高額になったとき

#### ●高額療養費の支給

1か月に支払った医療費の負担額が自己負担限度額(所得によって異なる)を超えた場合、申請によりその差額が高額療養費として支給されます。一度申請すると、2回目以降の申請は省略されます。

#### ●限度額適用認定証の申請

医療機関に限度額適用認定証を提示すると、一医療機関における医療費の支払いが限度額までになり、入院の場合は食事代が減額になります。下記の方は申請により交付されます。

- 保険料に滞納がなく、所得申告している世帯
- 非課税世帯または現役並み所得者I・IIの方

### ◆医療費と介護サービス料が高額になったとき

後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担を年間(毎年8月～翌年7月)で合算して限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

### ◆特定疾病に該当する方

下記の方は、事前に申請し、町が発行した「特定疾病受療証」を医療機関に提示すると、一医療機関における自己負担が1万円になります。

- ① 血友病の方
- ② 血液凝固因子製剤の投与によるHIV感染症の方
- ③ 人工透析が必要な慢性腎不全の方

### ◆加入者が亡くなったとき

後期高齢者医療制度の加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に「葬祭費」として5万円を支給します。

## 保険料について

保険料は、原則として県内均一となります。加入者個人単位で算定・賦課されますが、所得の状況などにより、軽減措置があります。また、保険料は県内の医療費の状況などにより、2年ごとに見直しされます。

## 保健事業

### ◆集団検診

町の集団検診の基本健診を無料で受けることができます。検診結果は郵送でお送りします。

### ◆医療機関検診

下記の方は、町内協力医療機関において、無料で受けることができます。ただし、10月以降に後期高齢者医療制度に加入される方は対象外です。

- 治療を受けていない方
  - 町の集団検診を受けていない方
- 実施期間：7月～9月



保険  
年金

国民年金制度は、国籍を問わず、日本に住んでいる20歳～59歳の方が全員加入する制度です。厚生年金保険の加入者も、同時に国民年金に加入することになります。

## 必ず加入する方

### ◆第1号被保険者

20歳～59歳の農業従業者、自営業者、学生、アルバイト、無職の方など

### ◆第2号被保険者

厚生年金保険の加入者

### ◆第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳～59歳の方

## 手続きが必要なとき

- ① 20歳になったとき  
(厚生年金、共済組合の加入者は除く)
  - ② 厚生年金をやめたとき
  - ③ 加入者が亡くなったとき
  - ④ 配偶者の扶養でなくなったとき など
- ※手続きの際に必要なものについては、住民課 保険年金係へお問い合わせください。

## 保険料

保険料は、20歳～59歳の40年間納めることとなっています。保険料は、毎年改定されます。また、将来より多くの年金を受けたい方が上積みして納めることができる付加保険料(400円)は、第1号被保険者の方が対象です。

### ◆保険料の納付が難しいとき

所得の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により、過去2年分の保険料の納付が免除(全額・4分の3、半額、4分の1)または猶予される制度があります。

また、学生の方には本人所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料を猶予する「学生納付特例制度」があります。

## 給付の種類

### ◆老齢基礎年金

保険料の納付期間や免除期間、合算対象期間の合計が一定期間以上ある方に65歳から支給されます。

### ◆障害基礎年金

20歳前に病気やけがで重い障害になった場合、または一定の保険料を納めた方が、病気や重い障害になったときに支給されます。

### ◆遺族基礎年金

一定の保険料を納めた方、あるいは老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡した場合、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子がいる配偶者、または子に支給されます。

### ◆寡婦年金

第1号被保険者期間のみで、保険料納付期間と免除された期間が25年以上ある夫が、年金を受け取らずに死亡した場合、夫によって生計を維持し、かつ、10年以上の婚姻期間がある妻(60歳～65歳に達するまで)に支給されます。

### ◆死亡一時金

3年以上保険料を納めた方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡したとき、遺族に支給されます。

## 栃木県国民年金基金

国民年金にプラスしてゆとりをつくるため、国民年金の保険料を納めている人が任意で加入できる公的な年金制度です。対象者や内容など、詳しくは、栃木県国民年金基金(☎028-623-0580)フリーダイヤル☎0120-65-4192へお問い合わせください。

## 日本年金機構

国民年金事業は、第1号被保険者の加入届など一部の届出は町で行っていますが、その他のお手続きは、年金事務所が担当しています。年金に関する一般のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へお電話ください。電話が繋がらない場合は、年金事務所(那珂川町の管轄は宇都宮東年金事務所)へお問い合わせください。

- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- 宇都宮東年金事務所 ☎028-683-3211

